

# 家電4品目は「家電リサイクル法」に従って処分してください。

岡山市の施設では処理できません。

## 家電リサイクル法の対象となる家電製品

### ●家電リサイクル法とは

指定家電製品(テレビ・電気冷蔵庫及び冷凍庫・電気洗濯機及び衣類乾燥機・ルームエアコン)をリサイクルして廃棄物を減らし、資源の有効利用を推進する法律です。



※有機ELテレビは対象外です。

### 処分方法

- リサイクル料金はメーカー及び機器ごとに定められています。
- 詳細は**家電リサイクル券センター(☎0120-319-640)**にご確認ください。
- 下記のどの方法でも処分の依頼ができます。

購入した小売店に回収を依頼、または同種類の新製品を購入

はい

方法	料金・支払い方法
対象小売店へ申込み	リサイクル料金・収集運搬料金は、小売店にお問い合わせください。

いいえ

自分で運搬

はい

方法	料金・支払い方法
指定引取場所へ直接搬入	郵便局で家電リサイクル券を事前購入して搬入してください。 ※振込手数料別途必要

### 指定引取場所

営業日等は事前に下記に連絡し、確認してください。

名称	所在地	連絡先
平林金属株式会社	北区下中野406-1	086-241-6943
センコー株式会社	東区上道北方121	086-279-7311

いいえ

方法	料金・支払い方法
市が収集	●郵便局で家電リサイクル券を事前購入し、粗大ごみ受付センターへお申し込みください。 ●手続は次ページでご確認ください。(戸別収集)